

平成 25 年 5 月 30 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都渋谷区道玄坂一丁目 16 番 3 号
アクティビア・プロパティーズ投資法人
代表者名 執 行 役 員 坂 根 春 樹
(コード：3279)

資産運用会社名
東急不動産アクティビア投信株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 坂 根 春 樹
問合せ先 ファンド[®]マネジメント部長 峯 川 聡
(TEL. 03-6415-3120)

資産運用会社における会計監査人の選任及び定款の変更に関するお知らせ

アクティビア・プロパティーズ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）が資産の運用を委託する資産運用会社である東急不動産アクティビア投信株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、下記のとおり、会計監査人の選任及び定款の変更に関する議案を付議する決定をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、会計監査人の選任及び定款の変更は、本株主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 会計監査人の選任

(1) 選任の理由

資産運用会社の内部管理態勢の強化を目的に選任することとしました。

(2) 会計監査人の名称及び所在地

名 称：新日本有限責任監査法人

所 在 地：東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号

2. 定款変更の理由及び内容

(1) 変更の理由

資産運用会社の会計監査人を選任するため、定款変更を行うものです。

(2) 変更の内容

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>会計監査人</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 6 章 会計監査人</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 33 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p><u>第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 33 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 34 条 (条文省略)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 35 条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 36 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 7 章 計算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 35 条 (現行どおり)</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第 36 条 (現行どおり)</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第 37 条 (現行どおり)</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第 38 条 (現行どおり)</u></p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 附則</p> <p>(設立に際して出資される財産の最低額)</p> <p>第 37 条 (条文省略)</p> <p>(最初の事業年度)</p> <p>第 38 条 (条文省略)</p> <p>(発起人の氏名又は名称及び住所)</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>

(3) 日程（予定）

定時株主総会における承認	平成 25 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 25 年 7 月 1 日

3. 法令に基づく諸届出

上記の会計監査人の選任に伴う定款の変更に関し、金融商品取引法、金融商品取引業等に関する内閣府令、その他適用ある法令、規則等に従い、必要な届出等の手続きを行います。

4. 今後の見通し

本件による平成 25 年 5 月期（第 3 期 平成 24 年 12 月 1 日～平成 25 年 5 月 31 日）及び平成 25 年 11 月期（第 4 期 平成 25 年 6 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日）における本投資法人の運用状況への影響はありません。

以 上

*本資料の配布先： 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.activia-reit.co.jp>